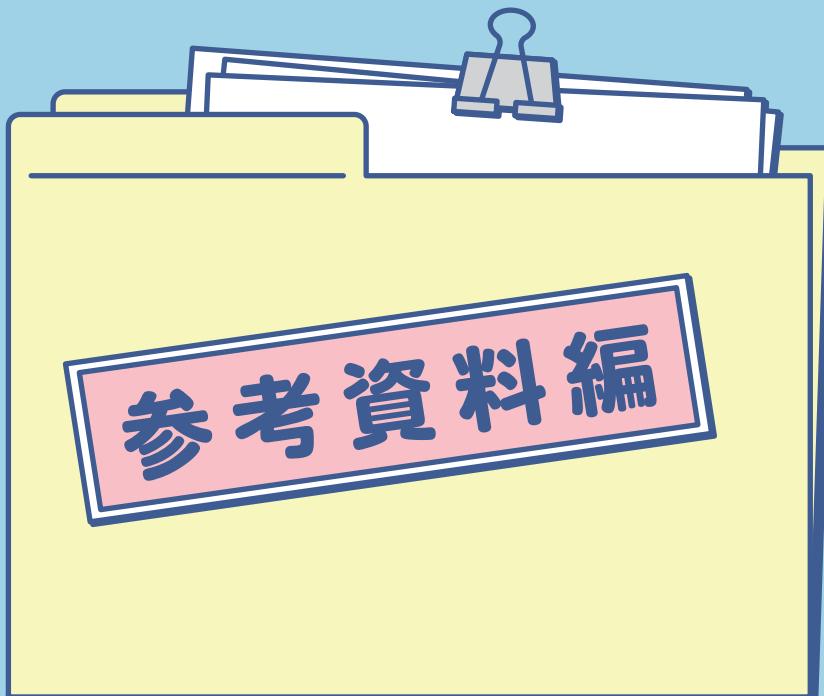


教育・保育等を提供する事業者による

児童対象性暴力等の防止等の取組を

横断的に促進するための指針

添付資料



令和7年4月

こども家庭庁

## 【目次】

<b>1. 行動規範・誓約書の文面例</b>	<b>1</b>
① 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例	1
② 認定特定非営利活動法人カタリバの「セーフガーディング指針のための行動規範」	2
③ 一般社団法人 S.C.P.Japan の「セーフガーディング行動規範」と「誓約書」	3
④ 認定 NPO 法人かものはしプロジェクトの「メンバーおよびパートナーが順守すべき行動規範」	6
<b>2. 相談体制・窓口に関する資料</b>	<b>8</b>
① 相談体制・窓口の導入ステップと検討事項の例	8
<b>3. 相談窓口の周知広報資料</b>	<b>12</b>
① 広報カード	12
② 掲示物	14
③ 法務省 周知リーフレット	16
<b>4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例</b>	<b>20</b>
① 被害児童が低年齢の場合	20
② 被害児童が中高生の場合	23
③ 東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」における「児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例」	30
④ 【参考】司法面接（代表者聴取、協同面接）における聴き取り例	31
<b>5. 保護者対応資料</b>	<b>35</b>
① 保護者への連絡文面に係る参考例	35
② 内閣府・こども家庭庁作成の保護者向けのリーフレット	38
③ 子どもの性の健康研究会作成の保護者や教員、施設職員等向けのリーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」	39
④ 横浜地方検察庁の司法面接に関する案内（保護者向け）	40
<b>6. こどもの権利に関する資料</b>	<b>41</b>

### 【本資料の取り扱いについて】

- 各資料の著作権は、それぞれの事業者・団体等に帰属します。
- 各資料を参考に独自の資料を作成し、かつ当該資料等の公表にあたっては、参照元の事業者・団体名、資料名等を表示してください（本調査研究で作成したものは、表示不要です）。
- なお、以下については、編集可能なファイル形式にて、別途こども家庭庁ホームページに掲載予定です（掲載後、「予定です」を「しています」に変更し、URLを記載）。
  - 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例
  - 認定 NPO 法人かものはしプロジェクトの「メンバーおよびパートナーが順守すべき行動規範」
  - 広報カード
  - 掲示物

ここで挙げる例はあくまでも参考例であるため、実際に現場で活用する際には、各事業者の事業特性、状況等に合わせて、作成して活用されることを想定しています。

## 1. 行動規範・誓約書の文面例

### ① 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例

<p>（誓約書参考例）</p> <p style="text-align: center;"><b>誓約書</b></p> <p>株式会社○○○○○○○○ 代表取締役社長 ○○○○○ 様</p> <p>私は、令和〇年〇月〇日より貴社に勤務するに際し、下記の事項を確認のうえ、チェックボックス□にチェックを入れ同意し、それぞれの事項を遵守し職務に精励することを誓約致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>□いかなる理由があっても子ども及び保護者との性的接触・行為及び発言はいたしません。 (例)・性別を問わず、子どもに触れること（ボディータッチ）をしない。 ・授業等以外で、意図的に子どもを誘導し、密室内で1対1の状態にならない。</p> <p>□私用のスマートフォン等の写真及び動画撮影可能な電子機器を教室へ持ち込むことはいたしません。</p> <p>□学習塾に通う子どもとの私的な連絡先(SNS アカウントも含む)の交換はいたしません。</p> <p>□学習塾に通う子どもと、いかなる場合でも交際することはいたしません。 (交際をしていない場合でも、誤解を招くことがないよう行動すること。)</p> <p>□在職中、退職後に関わらず、業務上知り得た、子ども及び保護者の個人情報を第三者に提供することはいたしません。</p> <p>□就業規則に則り、上司の指示・命令に従い規律の厳守に努め、誠実に職務を遂行いたします。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p><u>私は上記の内容について、説明を受け同意しました。</u> <u>その証として、ここに署名をいたします。</u></p> <p>住所：</p> <p>氏名： <span style="float: right;">印</span></p>
--

出典：公益社団法人全国学習塾協会「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン 第2版」  
([https://jja.or.jp/wp-content/themes/bones\\_ver0.3/pdf/gfetsocacs\\_2nd\\_compressed.pdf](https://jja.or.jp/wp-content/themes/bones_ver0.3/pdf/gfetsocacs_2nd_compressed.pdf))

## ② 認定特定非営利活動法人力タリバの「セーフガーディング指針のための行動規範」

### カタリバ・セーフガーディング指針のための行動規範

1. 子どもたちの安心・安全を守るために、すべての活動メンバーが実践すべき行動を以下に示します。
2. 子どもたちに対して、以下の行為を行わないことを約束します。
  - 身体的または精神的に傷つける
  - 不適切な言動で接する
  - 危険にさらされるような状況に置く
  - 危険または乱暴な振る舞いをしていても見て見ぬふりをする
  - 差別したりえこひいきしたりする
  - カタリバの活動外で個人的に連絡を取る、もしくは取ろうとする
  - 不適切な画像、動画、ウェブサイトに誘導する
  - 性的なことを連想させる身振りや態度を取る
  - 性的関係をもつ
  - 同じ部屋で寝る(災害等の緊急事態により安全管理上必要な場合を除く)
3. 子どもたちと接する時に、以下の点に留意します。
  - 可能な限り他者の目が届く場所で子どもと接するようにし、子どもと2人きりになるもしくは1対1でやり取りする必要がある場合は、子どもに不安を与えない環境を整えるとともに、周囲が状況を把握できるようにする
  - 子どもたちにとって危険な状況を察知し、問題が発生しないように事前に対処する
  - 子どもが危険にさらされていることを見過ごさないようにし、問題に気づいた場合は直ちに子どもを保護し、さらなる被害の発生を防ぐ
  - 子どもが気になっていることに常に耳を傾け、話を聞くようする
  - 子どもたち自身に「子どもの権利」について理解してもらい、問題が起きた場合に、どのように対処すればよいかを伝える
  - ちょっとした問題や懸念について気軽に話し合える関係性をつくる

2024年4月1日策定

出典：認定特定非営利活動法人力タリバ 提供資料

### ③ 一般社団法人 S.C.P.Japan の「セーフガーディング行動規範」と「誓約書」



#### 一般社団法人 S.C.P. Japan セーフガーディングの行動規範

##### はじめに

一般社団法人 S.C.P. Japan（以下、「本団体」とする）は、本団体の掲げるビジョンとミッションに従い、全スタッフと関係者の間で最高レベルの倫理行動が維持されるようセーフガーディングに取り組んでいます。本団体に関わるすべての人が、安全な環境で、安心して活動に参加および参画できることを保障するために、本団体のスタッフおよび関係者は本行動規範に則り組織運営、事業活動をしていきます。

##### VISION（ビジョン）

一人ひとりが自分らしく歩んでいける未来をつくる

##### MISSION（ミッション）

- 自分らしく豊かに生きる力を養うスポーツの可能性を探る。
- 共生社会をスポーツを通じて推進する。
- スポーツを共生社会創りに活用できる実務者を育てる

##### 行動規範

本団体のスタッフおよび関係者は、以下のことを約束します。

- 障害の有無、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的な意見、出身、出自、経済レベル、その他の身分などのいかなる理由による差別にも反対し、一人ひとりの尊厳とかけがえのない存在としての価値を尊重して行動します。
- 働くうえでパートナーとなる組織や地域社会を含め、自分自身や他の人々の安全、健康、福祉に対するあらゆる不必要なリスクを避けられるよう行動します。
- 自分自身が子どもや若者のロールモデルとなりうることを意識し、責任ある個人の姿を体現するように努めます。
- すべての子ども（および、危険にさらされている成人）が、社会生活でさらされ得るリスクについて認識し、学び続けます。
- 上記のリスクの軽減と排除に尽力し、必要で実行可能な対策をすべて講じます。
- 活動に参加、参画する人たちの最善の利益を考慮し、本人が現在や将来のリスクや影響を考慮した上で意思決定できるように、十分な情報提供を行います。
- この行動規範を広く周知し、本団体に関わるすべての人の身体的、心理的な安全を守る上で、懸念や心配する声などを早期に取り上げ、些細な事象であっても見過ごすことなく、話し合え

る場を確保することで、被害の予防を徹底します。

- 国内外問わず、活動地域の児童労働に関する法律を含む関連法を順守します。
- セーフガーディングポリシーに抵触する搾取や暴力などのあらゆる人権侵害行為についての懸念や申し立てを、適切な手順に沿って速やかに報告します。
- 本団体の活動に関わる以前、以降のものを問わず、搾取と暴力に関わる全ての嫌疑や前科について速やかに開示します。

本団体のスタッフおよび関係者は、日々の活動で以下の行為があることを許しません。

- その意図や程度を問わず、身体的、心理的、性的な暴力を含めたあらゆる暴力、または暴力的と捉えられかねない言動
- 尊厳や権利を傷つけたり、脅かしたりするような言動
- 特定の人たちを差別したり、搾取したり、ひいきしたり、排除したりする言動
- 性のあり方の多様性を無視し、尊重しない、尊重されていないように思われる言動や表現
- 子どもを性的な関係や活動に関わらせること（これには、性的なサービスや行為に対する支払いを伴う活動も含みます）
- 自らの利益や性的欲求のために、子ども、若者と接点を持つとうとしたり、性的な話を持ち出したりする行為
- 18歳未満の子どもと性的、肉体的関係を持つまたは持とうとする行為
- 本人の同意確認なく、身体の撮影、録画、露出、接触などを強要する行為
- 活動に参加する子どもや若者と個人的な関係を築き、活動の目的以外の連絡、接点を持つ言動
- 他者の目が届かない場所や密室的な環境で、子どもや若者と過ごすこと、またそういった状況を黙認、放置する行為
- 2人以上の保護者や監督者を置かない状況で、活動に参加する子どもや若者と休憩したり就寝したりする行為
- 違法行為（違法薬物、未成年の飲酒や喫煙など）や危険行為、他害行動を見逃したり、助長したり、強要するような言動
- 子どもや若者、その他成人であっても支援を必要とする人などの自立や自己決定を妨げるような、必要以上の支援や介入
- 子どもや若者、その他成人であっても支援を必要とする人などが自己決定や意思決定をする過程で、リスクについて軽視し、安易に本人の判断や自己責任のみに任せるような言動
- 本人および本団体の事前許諾なしに、活動に参加する人たちの画像、動画を撮影すること、あるいは、個人的な情報をメディアやSNSなどで拡散し、関係者外に伝達すること

以上

本団体の活動に参加、参画するすべての方は、事前に本行動規範を確認し、誓約書（次頁）をご提出ください。

- 二部ご署名いただき、うち一部は、ご自身の控えとしていつでも見直せるところに保管するようにしてください。
- 本行動規範に抵触する、または抵触すると疑われる言動があった場合は、必ず下記の窓口へご相談をお願いします。

【団体内の窓口】

内容	氏名	連絡先
本行動規範に関する提出先・問い合わせ		
セーフガーディング相談		
セーフガーディング相談	WEB フォーム	

【団体外の窓口】

内容	窓口	連絡先
セーフガーディング相談 (子どもによる相談の場合)	法務省子どもの人権 110 番 ※平日 8:30~17:15	電話 : 0120-007-110
セーフガーディング相談 (緊急度が低い場合)	居住地の市町村担当窓口 (例: 流山市で子どもに関する事案の場合 →流山市役所子ども家庭課)	各市町村の役所の電話番号をお調べください。
セーフガーディング相談 (緊急度が高い場合)	児童相談所へ通告 または警察へ通報	児童相談所 : 189 (イチハヤク) 警察 : 110

誓約書

私は、一般社団法人 S.C.P. Japan の「セーフガーディングポリシー」および「行動規範」について、説明を受け、内容を理解しました。

一般社団法人 S.C.P. Japan の活動へ参加・参画するにあたって、私は本行動規範を遵守することを誓約いたします。

記入日： 年 月 日

氏名： 署名：

#### ④ 認定 NPO 法人かものはしプロジェクトの「メンバーおよびパートナーが順守すべき行動規範」

##### **かものはしプロジェクトのメンバーおよびパートナー\*が順守すべき行動規範**

用語の定義は、かものはしプロジェクトのセーフガーディング・ポリシーにおける用語の定義に准じます。

\* かものはしプロジェクトと直接契約を取り交わす個人及び団体、またはかものはしプロジェクトが別団体を通じ契約する特定の個人が、契約業務上、子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、原則として関わる個人全員のSP別紙2-1行動規範への署名が必要です。但し、業務の性質上、3名以上の複数の者が子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、パートナー側の代表者または事業責任者によるSP別紙2-1行動規範およびSP別紙2-2宣誓書への署名をもって代えることができます。

**私は、かものはしプロジェクトの“セーフガーディング・ポリシー”を理解した上で、  
以下に同意いたします。**

###### **【人権保護・普段の姿勢に関する事柄】**

1. 子ども、虐待・搾取等被害の当事者(以下、当事者)を含む全ての人に対し、人種、肌の色、性別、言語、宗教、性的指向、政治的あるいはその他の意見、国籍、民族的あるいは社会的起源、財産、障がい、出自その他の地位に関係なく、敬意をもって接すること。
2. 組織内外において、子ども・当事者を含む特定の人について取り上げる際に、個人情報を保護すること。
3. 子ども・当事者を含む関係者の医療の書面、訴訟書面などの重要な書面の写しを持つ場合は、紛失、漏洩等を起こさないよう、責任を持つこと。
4. 子どもの労働に関しては、労働法を含む、全ての関連する現地の法令を順守すること。
5. 当事者と活動を行わないし、当事者に対してサービスを提供する場合にあっては、当事者自身の同意をもって行うこと。当事者が18歳未満の場合、保護者ないしそれに該当する者の同意を取得すること（但し、彼らが法律上保護が必要な状態にある場合はその限りではない）。

###### **【事業活動に関する事柄】**

6. 子ども、当事者の近くで仕事をする場合には、可能な限り他者の目が届くようにすること。
7. 子ども、当事者を含む特定の人の秘密情報を関係者に開示する際には、本人の同意を得ること。本人が18歳未満の場合、保護者ないしそれに該当する者の同意を得ること。
8. 事業活動において、子ども・当事者がトラウマを引き起こしたり、意図せず傷ついたりするような状況が起こらないようにするために、必要に応じて継続的にケースワーカー等支援者と情報のやりとりを行うこと。
9. かものはしプロジェクトのメンバーおよびパートナーが関わる安全と権利を脅かす行為、または事業活動の結果として関係者の安全と権利が脅かされる懸念又は事案を見聞きした場合は、即時にセーフガーディング・フォーカル担当に報告すること。
10. かものはしプロジェクトと協働する以前又は協働している期間中に生じた全ての訴訟、有罪判決及びその他の犯罪履歴の中で、搾取及び虐待に関するものがある場合は、即時にかものはしプロジェクトに開示すること。なお、契約者が団体の場合においては、団体が責任を持って、案件に直接携わる職員のその情報を開示すること。

**以下のことをいたしません。**

**【人権保護・普段の姿勢に関する事柄】**

11. 子ども・当事者を含む全ての人に対し、不適切な、嫌がらせの、虐待的な、性的刺激のある、屈辱的な、又は文化的観点から不適切な発言及び行動をすること。
12. 18歳未満の子どもを、性的サービスあるいは行為に対する支払いを含む、性交又は性的行為に関与させること。
13. 全ての人に対し、体罰を加えること。
14. 子ども・当事者を含む関係者の信用と協力を得るために、嘘をつくこと。
15. コンピューター、携帯電話、ビデオカメラ、カメラ又はソーシャルメディアを不適切に使用すること。あらゆる媒体において、搾取又は嫌がらせをすること。また、子ども・当事者を含む関係者の搾取に繋がる、または尊厳を傷つけるような投稿やコメントをすること。
16. 家事労働またはその他の労働のうち、子どもの年齢や発達段階に鑑みて不適切と思われるものや子どもが教育や余暇活動に使うべき時間の妨げとなるもの、子どもを重大な損害のリスクの下におくものに、子どもを雇うこと。

**【事業活動に関する事柄】**

17. 事業活動において、絶対的な必要がある場合または自分の上司の許可を得た場合を除き、同伴者のいない子ども、当事者と他者の目が届かないようなプライベートな場所で会うこと。
18. 子ども・当事者を含む関係者が、安全や権利が脅かされる事案に関する報告・相談をしてきたときに、それを見逃したり、軽く扱ったり、からかったりすること。
19. 子ども・当事者を含む関係者の個人情報を、本人または保護者の承諾を得ずに、外部の者と共有すること。

私は、かものはしプロジェクトで活動する者として、良識に従い、子ども・当事者を含む、かものはしの事業活動に関わる全ての人たちの安全と権利が守られる環境づくりに取り組むとともに、事業活動の結果として子ども・大人の安全と権利が脅かされることないよう細心の注意を払う責任があることを了解いたします。

日付: \_\_\_\_\_

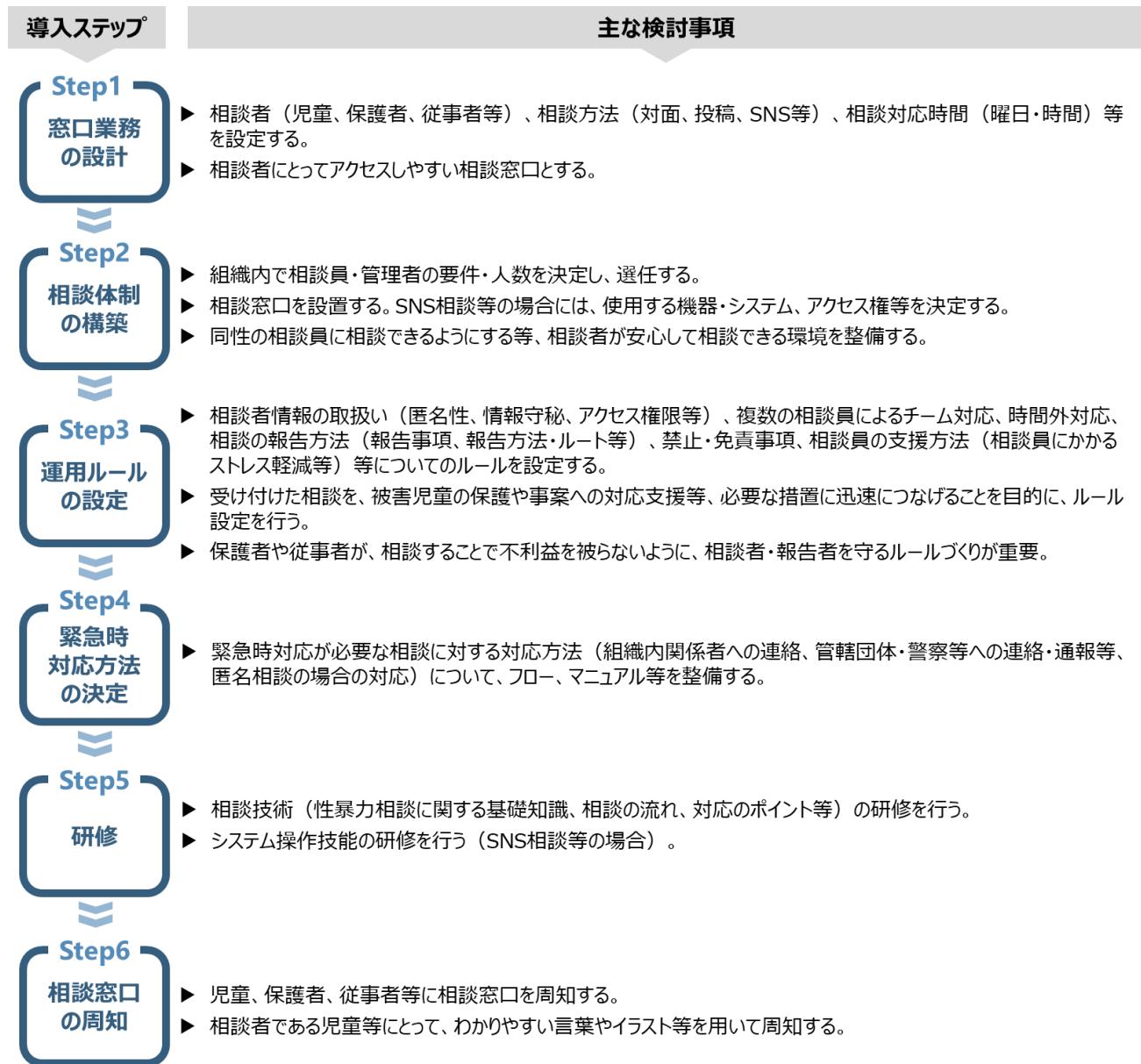
所属: \_\_\_\_\_

署名: \_\_\_\_\_

## 2. 相談体制・窓口に関する資料

### ① 相談体制・窓口の導入ステップと検討事項の例

事業者内に相談体制・窓口を設置する場合、例えば、下図のような導入ステップをとることが考えられる。



各ステップにおいては、次のような留意点が考えられる。

#### Step1 窓口の設計

- 相談手段は複数あると有効と考えられる（多くの情報を得られる電話、気軽に相談できるSNS等）。

#### Step2 相談体制の構築

- 相談者が希望する性別の相談員に相談できるようにする等、相談者（児童等）が選択できるとなおよい。

#### Step3 運用ルールの設定

- 原則として、匿名での相談を可とする方が、早期発見につながると考えられる。一方で、匿名の場合には実現できない対応も出てくるため、それを明示することが有効（可能な対応範囲や実現が難しい事項等）。
- 加害の疑いを発見した従事者から、相談しやすい仕組みがあることが有効と考えられる。内部通報制度を構築し、

全従事者に周知することも考えられる。

#### **Step4 緊急時の対応方法の決定**

- 緊急時のケース（例：不同意性交を最近受けた場合）を特定することや、その際の対応方法（例：警察への通報、性暴力に対する治療に理解のある医療機関をワンストップ支援センターに相談）を予め検討することが有効と考えられる。
- 相談員が責任者ではない場合、責任者等の緊急連絡先を定めておくことも有効と考えられる。

#### **Step5 研修**

- 研修を受講するなどして、二次被害や記憶の汚染等を決して起こさないよう注意することが重要と考えられる。

#### **Step6 相談体制・窓口の周知**

- 周知に当たっては、相談内容の取り扱い、回答に要する平均期間、外部の相談窓口情報、匿名の場合の留意点等の内容を記載するなど、児童が安心して相談できるような情報提供を行うことが有効と考えられる。

出典：本調査研究による検討内容

## ② NPO 法人フローレンスの「声の宅急便」（社内向けオンライン相談窓口、匿名可）

**声の宅急便**

\* この投稿フォームは、保育やこどもと関わる場面で、気になったこと、これでいいんだろうかともやもやしたこと、この保育（こどもの関わり）でいいのだろうか、と悩んだことなどを投稿するフォームです。  
\* 投稿された内容は、下記リンク先に記載のこどもの権利委員会のメンバーのみが閲覧できます。  
\* 匿名でも大丈夫ですが、極力氏名・連絡先の入力をお願いします。担当者よりヒアリングをお願いすることがあります。  
\* 投稿内容の緊急度によっては本人の了承なく事業部への確認や外部機関への報告を行う場合があります。  
\* 投稿者個人に不利益が生じないよう、最大限に配慮いたします。

**所属（ご自身の所属事業部を選択してください）\***

選択してください

**職種（ご自身の職種を選択してください）\***

選択してください

**どこで起きた？\***

選択してください

**その他**

（本文欄）

**詳細**

（本文欄）

気になった現場の詳細を記入をお願いします。例）■■■■■  
保育園 ● ● ● 月×日 ■■■■■  
保育園 ■■■■■ など

**悩みやもやもやしたこと\***

（本文欄）

こどもへの関わりで気になったこと、いいんだろうか、と悩んだこと、もやもやしたことなど自由に記載してください。

**希望する対応\***

- 緊急対応希望（連絡先の入力をお願いします）**
- なんとかして欲しい（連絡先の入力をお願いします）
- 相談に乗って欲しい（連絡先の入力をお願いします）
- ただ言いたかっただけ  その他（下記に記載してください）

緊急対応希望にチェックした場合、投稿者の許可なく対象の事業部へ共有させていただくことがあります。

**希望する対応（選択肢以外）**

**（任意）氏名**

詳細ヒアリングOKの場合は、お名前・連絡先・希望連絡手段の入力をお願いします。投稿内容によっては、ヒアリングをお願いすることがあります。対応は、子どもの権利委員会が担当し、個人情報は守られます。

**希望する連絡手段**

選択してください

メールでの連絡を基本とさせていただきます。

**連絡先（メール）**

こちらに記載のメールアドレス宛にご連絡をさせていただきます。迷惑メールのフォルダに入ってしまうことがありますので、ご注意ください。投稿から1週間以内に返信がない場合は、お手数ですが、  
までご連絡ください。

**連絡先（電話番号）**

**『声の宅急便』へのご意見ご要望がありましたらご記入ください**

出典：NPO 法人フローレンス提供資料

### 3. 相談窓口の周知広報資料

#### ① 広報カード

事業者において、「相談窓口の周知広報資料」として活用できる様式例を作成しました。

自由に加工編集いただけますので、各事業者にてご活用ください。

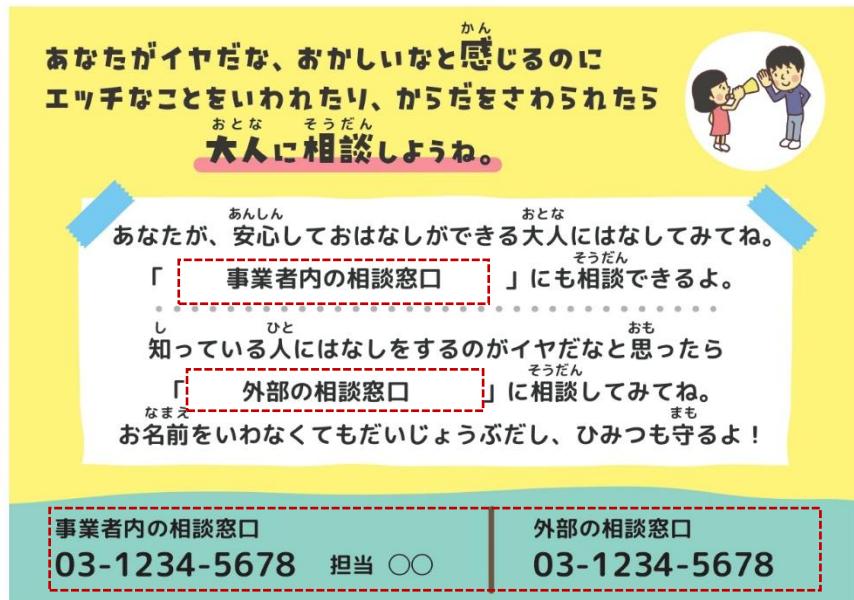
外部相談窓口については、外部機関が作成した周知広報資料と併せて、周知広報することも有効です。

##### 【低年齢児童～小学生向け】

<おもて>



<うら>



□は、各事業者にて、業種や地域等に合わせた適切な相談窓口の名称及び連絡先等を記載ください（複数の相談窓口を記載することも有効です）。他の媒体も同様。

出典：本調査研究にて作成。パワーポイントファイルを別途公表。

【中高生向け】

<おもて>

これってもしかして性暴力?  
ひとりで悩まず相談してね

?

身邊な大人から、このようなことをされたことはありませんか？

例えば…

- むりやりキスされた
- プライベートゾーンをさわられた、さわらせられた、見せられた
- エッチな写真や裸の写真を送るようにお願いされた
- 性的なことを言われた、エッチなチャットを送られた
- 必要以上にさわってくるなど

！ 好意がある相手、信頼する相手から  
であっても嫌だと感じたら  
『性暴力』です。



<うら>

「性暴力」にあうと、心やからだにいろいろな影響が出ることがあります

とても怖いこと、辛いことを体験した後に、このような影響が出ることは自然な  
ことで、あなたがおかしいからでも、弱いからでもありません。

- 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気など）
- 不眠（眠れない、怖い夢を見るなど）
- 理由もなく涙が出る
- 自信がなくなる
- イライラする、乱暴になる
- 自分を傷つけたり、死にたい・  
消えたいと思ってしまうなど

1人で抱え込まず、信頼できる大人に相談しましょう

- 「事業者内の相談窓口」も相談を受け付けています。
- 知っている人に話しにくいときは、「外部の相談窓口」に相談してください。専門の相談員があなたを支え、あなたと一緒に考えます。
- とく名で（名前を言わずに）相談できます。また、秘密は守られます。

事業者内の相談窓口  
03-1234-5678 担当〇〇

外部の相談窓口  
03-1234-5678

出典：本調査研究にて作成。パワーポイントファイルを別途公表。

② 揭示物

【低年齢児童～小学生向け】



出典：本調査研究にて作成。パワーポイントファイルを別途公表。

# これってもしかして性暴力? ひとりで悩まず相談してね



身近な大人から、このようなことをされたことはありませんか？

例えば…

- むりやりキスされた
- プライベートゾーンをさわられた、さわらせられた、見せられた
- エッチな写真や裸の写真を送るようにお願いされた
- 性的なことを言わされた、エッチなチャットを送られた
- 必要以上にさわってくる など



好意がある相手、信頼する相手からであっても  
嫌だと感じたら『性暴力』です。



1人で抱え込まず、信頼できる大人に相談しましょう

- 「事業者内の相談窓口」も相談を受け付けています。
- 知っている人に話しにくいときは、「外部の相談窓口」に相談してください。専門の相談員があなたを支え、あなたと一緒に考えます。
- とく名で（名前を言わずに）相談できます。また、秘密は守られます。

事業者内の相談窓口  
03-1234-5678 担当 ○○

外部の相談窓口  
03-1234-5678

出典：本調査研究にて作成。パワーポイントファイルを別途公表。

### ③ 法務省 周知リーフレット

【小学生向け】

<おもて>



そんなことはありません！

あなたの体はあなただけのもので、とっても大切なものです。

ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。

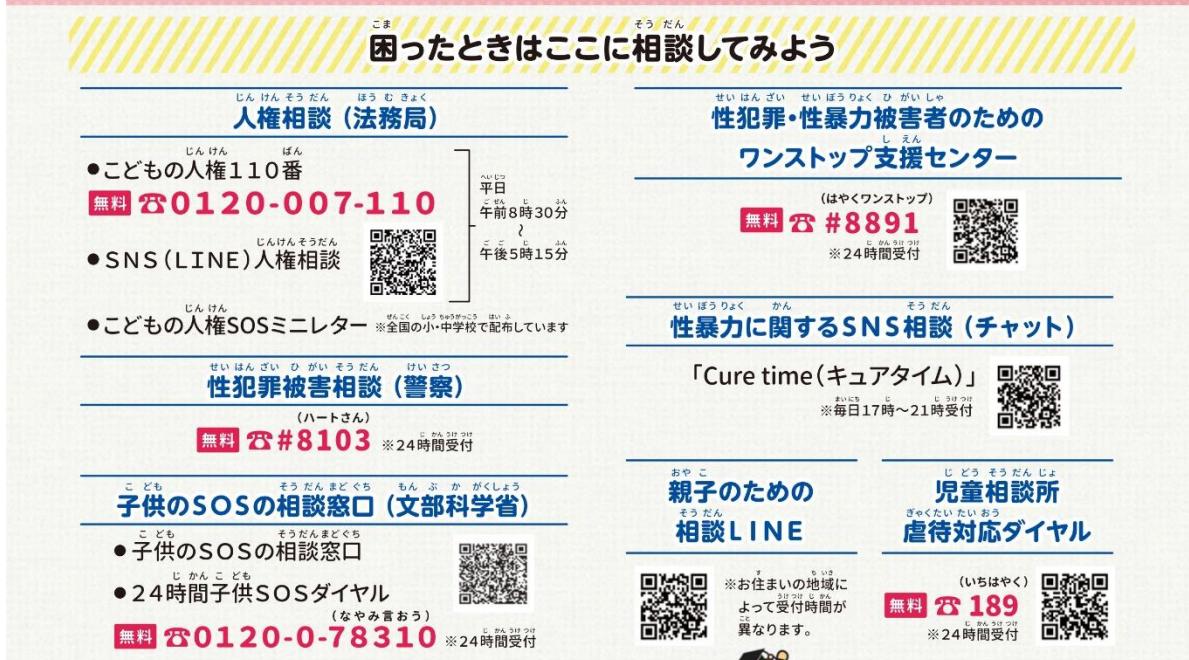
あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、

それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。

それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。

親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

<うら>



保護者の方へ

2023年(令和5年)6月に、  
性犯罪についての法律が改正されました。

詳細は  
法務省HPへ

出典：法務省 <https://www.moj.go.jp/content/001404802.pdf>

【中高生向け】

<おもて>

知っておこう!

法務省  
MINISTRY OF JUSTICE

# 性犯罪についての法律ってどんなもの?

1 元気ないね。なにかあった?

2 実はね…

SNSで仲良くなつた大学生と会つたら…

怖くて何もできず、キスをされ、胸をさわられました

3 そうなんだ。実は僕も…

バイト先の店長に…

プライベートゾーン\*をさわられました…

\*水着で隠れる部分などの自分だけの大変なところ

4 けど、イヤって言えなかつた。私が悪いんだし、こんなのは犯罪の被害とはいえないよね…

クビになつたら困るから断れなかつた…それに、男が被害にあうって変だよね…

そんなことはありません!

例えば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態<sup>※1</sup>」、「立場による影響力」などが原因となって、「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、それは、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です!

このような状況ではなくても、13歳未満(12歳以下)の人が、5歳以上年上の人に対する性的な行為をされた場合は、13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、5歳以上年上の人に対する性的な行為をされた場合は、イヤかどうかにかかわらず、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」の被害です。

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害になる可能性があります。

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

〈う5〉

出典：法務省 <https://www.moj.go.jp/content/001404806.pdf>

## 4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例

以下に記載した①及び②の例は、聴き取りのイメージや、その難しさ等を理解していただくために、有識者の協力のもと作成した創作物です。実際に生じる、当事者等への聴き取り時のやりとりは、千差万別であり、同様の被害であったとしても、被害児童や保護者の心境、聴き取りにおける声のトーンや表情、誰が聞くか等によって、相手の反応等が大きく異なることが想定されます。

本創作事例は、事業者による聴き取りのイメージを参考としてお示しするものであり、必ずしも正解となる対応とは限らないため、実際の対応に当たっては、個別のケースごとに、対応をご検討ください。

また、客観証拠がない性暴力の疑いが生じた場合に、加害が疑われる者に適切な聴き取りを行うのは非常に難度が高いため、経験のある弁護士とともに聴き取りを行うことが有効と考えられます。

### ① 被害児童が低年齢の場合

#### 【対応例】

ある日、保育園の佐藤園長に、もも組に女児（めいちゃん・5歳）を通わせている母親の鈴木さんからメールがあった。

いつもお世話になっております。最近娘の様子がおかしく、高橋先生から、何かされたようです。一度お話をさせていただけないでしょうか。

佐藤園長は早速鈴木さんに話を聞くこととし、お迎えの際、この後、どこか娘さんに聞かれずに話ができるところでお電話できませんかと持ち掛けた。その後、鈴木さんから電話があった。

#### 保護者への聴き取り

被害児童の保護者に聴き取りを行う際の実施例・留意事項等（聴き取り担当者、聴き取り場所、聴き取り時間等）は、横断指針 P64「（4）聴き取り ア.被害児童及び／又は保護者への聴き取り」を参照。

園長：メールのご連絡をありがとうございました。めいちゃんの様子がおかしいとのことですが、どんな様子なのでしょうか。

保護者：おむつがとれてから、おねしょなんしたことなかったのに、最近おねしょするんです。それに、朝になるとお腹が痛いって言って園に行きたがらなくて…無理になだめて連れて行っているんですが… 【留意点・アドバイス①】

園長：そうなのですね。それは心配ですね。園で何か嫌なことがあったのか、お聞きになりましたか。

保護者：はい、行きたくないって言うことが増えてきたので聞いてみたんです。そうしたら…（言葉に詰まる様子）

園長：お話ししづらいですか。ゆっくりで大丈夫ですよ。【留意点・アドバイス②】

保護者：はい、ありがとうございます。はつきりとは言ってくれなかったんですが、高橋先生から、トイレで何か嫌なことをされたようで…

園長：高橋から、トイレで、何かをされたという可能性があるということですか。

保護者：はい。…そういえば、前に、パンツを裏返しにはいて帰って来たこともあって…

園長：そのようなことがあったのですね。

保護者：めいは担任の高橋先生が大好きで、前は家でよく高橋先生の話をしていたんですが、最近全然話をしなくな

つていて…。まさかとは思いますが、めいが、性的な…（泣き出してしまう）。

園長：大丈夫ですか？一旦切って、かけ直しましょうか。【留意点・アドバイス②】

保護者：…いえ、大丈夫です、すみません。

園長：何をされたのか、ということまではお聞きになっておられないですか。

保護者：聞いたのですが、言いたがらなくて…。以前いただいたパンフレットに、あまり聞きすぎない方が良いと書いてあったので、詳しく聞いていません。【留意点・アドバイス③】

園長：それは適切な対応だと思います。他にも何か気付かれたことはありますか。

保護者：私のスマホで撮った写真を見るのが大好きだったのですが、最近、スマホを私が取り出しただけでびくつとなったりしています。もしかして、写真を撮られたりしているのかも…【留意点・アドバイス④】

園長：めいちゃんの様子を教えていただきありがとうございます。よくお話しくださいました。

子どもへの性加害がもし本当にあったとしたら重大な問題です。

これが犯罪になる場合、我々がめいちゃんに更に聴き取りを行うことは、めいちゃんの証言が事実だと認められなくなる恐れがあり、捜査に支障をきたしてしまうので、専門家の方にお願いすべきとされています。【留意点・アドバイス⑤】

また、高橋への聴き取りも、客観的証拠がない場合、我々では難しさがあります。どのように対応したら良いか、警察へ相談することについて、ご了解いただけないでしょうか。

保護者：性犯罪がされたかどうか分からぬし、まずは園長から、高橋先生に確認してもらえないでしょうか？

園長：もし、高橋が何もしていないなどと述べて認めなかった場合、園ではそれ以上の対応が難しいですし、その後に、証拠隠滅などをされて、かえって事実の究明が難しくなってしまう恐れがあるので、まずはどのように対応すべきかを、警察に相談したいと思っています。

保護者：でも、警察にめいも呼ばれるなんて、そんな怖いことさせられないです…

園長：お気持ちちは重々お察しします。園でも対策をしたいと思いますが、本人が認めないまま勤務を続けさせて、万が一めいちゃんに対してまた加害が行われたりすることは避けたいと考えています。どうかご理解いただけませんか。

警察では、めいちゃんやお母さまの心情に十分配慮した対応をとってくれるはずです。不安に感じるところもを含めて、まずは警察に相談してみるということも考えられます。【留意点・アドバイス⑥】

保護者：警察に相談して良いか否か、一旦家族と相談してみたいと思います。

園長：めいちゃんやお母さまの負担を少しでも軽減できるよう、被害者を支援してくれるセンターがあるので、こちらの連絡先をお伝えします。警察に届けているかどうかに関わらず利用できるセンターで、相談を聞いた上で、その内容に応じて、警察への同行支援なども受けることができるそうですので、こちらに相談してみることも、ご検討ください。【留意点・アドバイス⑦】

保護者：…分かりました。

### 【聴き取りにおける留意点・アドバイス】

- ① おねしょやお腹が痛いなどの登園しぶりは性被害を受けた子どものサインとして挙げられている徴候です。
- ② 子どもが性被害を受けたかもしれないということは保護者にとっても大変ショックなことであり、話しづらい様子がある場合、出来る限り話し易い雰囲気を作り聴取することが重要です。「ゆっくりでいいですよ」や、「お電話だと難しそうでしたら、お会いしてお話ししませんか」など、といった声掛けをすることが考えられます。
- ③ 予め、保護者向けの啓発パンフレット（参考資料編 P38 に掲載）を配布していたことで、保護者が適切な対応をとれる状況を想定しています。

- ④ 児童が直接語れなくても、保護者が気付いた徴候が、加害が疑われる者や加害事実を示唆する内容であることもあるので、丁寧に聴取します。
- ⑤ 明示的に、被害児童への聴き取りは専門家がやるべきことを説明し、保護者が児童に、詳細な聴き取りを行わないように注意喚起を行います。
- ⑥ 保護者は大ごとになり逆恨みされることなどを恐れて警察通報などを拒否する場合がありますが、事実であれば大変なことであり園としてはきちんと対処したいということなどを伝え、了解を得るよう努めることが重要です。
- ⑦ 警察へ相談するかどうかに悩んでいる場合は、各都道府県等に設置されている「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」をご紹介することが有効です。

#### **保護者への聴き取り後の対応**

- 保護者は、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」に相談し、警察へ相談することを決心。警察における聴き取りにおいて、めいちゃんに性被害が生じた疑いがあることが明らかになった。
- 保護者に連絡して、それを聞いた事業者は、警察に連絡し、児童の安全を確保するために、加害が疑われる高橋保育士について、どのように対応すれば良いかを相談。警察からは、警察が高橋保育士に事情聴取をするまでは普段通りにすることや、被害が拡大しないよう、高橋保育士と児童が1対1にならないよう注意することを指示された。
- 防犯カメラに、トイレに連れていく場面やトイレの中に一緒にに入る場面が映っているかどうかを確認する。

出典：本調査研究にて、伊東亞矢子弁護士ご協力のもと作成

## ② 被害児童が中高生の場合

### 【対応例】

中学3年生の田中さんの母親から、最近娘の様子がおかしいので問い合わせたところ、顧問の伊藤先生から部活の帰りに嫌なことをされているとのことであった、との連絡がありました。どのように対応すればよいでしょうか。

### 被害児童への聞き取り

被害児童に聞き取りを行う際の実施例・留意事項等（聞き取り担当者、聞き取り場所、聞き取り時間等）は、横断指針P64「（4）聞き取り ア.被害児童及び／又は保護者への聞き取り」を参照。

Q：お母さんから心配してご連絡があったのだけど、最近何かあったかな。【留意点・アドバイス①】

A：別ないです。

Q：部活のことで何かなかったかな。

A：別ないです。

Q：田中さんは、〇〇部の部長をしているんだったよね。この間の大会、惜しかったよね。【留意点・アドバイス②】

A：そうですね、みんなで頑張ったので悔しかったです。

Q：いつも何時くらいまで練習しているの。

A：普通のときは6時くらいまでです。大会前はもっと遅くなります。

Q：休みの日も練習するの。

A：大会前はします。

Q：大会のときは誰かが車で送り迎えしてくれるの。【留意点・アドバイス③】

A：大会のときとか、休みの部活のときとかは、先生だったり誰かのお母さんだったりが車を出してくれることはあります。

Q：先生というのは顧問の伊藤先生？

A：そうです。

Q：部員みんなで一つの車、は無理だよね。

A：はい、分かれて乗ります。

Q：田中さんは誰の車に乗ることが多いのかな？

A：…伊藤先生…

Q：そうか、あとは誰が伊藤先生の車に乗るの。

A：チームリーダーの渡辺さんとか山本君が乗ったりとか。【留意点・アドバイス④】

Q：そうなんだね。やっぱり部長とかチームリーダーとかだと顧問と相談することが多いのかな。

A：はい。

Q：田中さんだけが伊藤先生の車に乗ったこともある？

A：…あります。

Q：そのとき何か嫌なことはなかったかな。

A：…言いたくないです。

Q：そうか、言いたくないんだね。でも、田中さんが最近おうちでも元気がないってお母さんも心配してたし、私もすごく心配だから、よかつたら、可能な範囲で教えてくれないかな。【留意点・アドバイス⑤】

A：伊藤先生には言わないでもらえますか？

Q：伊藤先生のしていることが良くないことだったら、学校としてもそんなことはしてはいけないと注意しないといけないから、言わないという約束はできないかな。でも、もし伊藤先生に話をするにしても、田中さんとよく相談してから話することにするから、まずは、どんなことがあったのか、教えてくれないかな。【留意点・アドバイス⑥】

A：…私も悪かったんです。伊藤先生は、本当はいい先生だと思います。

Q：そうなんだね。もし良かったら、田中さんが、自分も悪かったと思っていることを、教えてもらえないかな。【留意点・アドバイス⑦】

A：実は…

#### 【聴き取りできた話】

- 田中さんは自分から頼んで部活に関する相談のため伊藤先生とLINEを交換して、最初は部活のことをやり取りしていたが、段々と、母親が厳し過ぎて家に居場所がないなどの悩みも送るようになった。
- 1ヶ月前の日曜日（●月●日）、区の教育センターで練習があり、終了後、田中さんが学校に忘れ物をしたので伊藤先生が車で学校まで送ってくれたが、その車中で田中さんは、母親に関する悩みのことを話していたとき、泣いてしまった。伊藤先生は車を止めて、田中さんの頭を撫でたり、手を繋いだりしてきた。その後も何度も、同じようなことがあった。
- 母親に知られると責められることも恐れており、大ごとにしたくないと、しきりに言っていた。
- 聴き取り後、LINEのやり取り画面について、情報提供を受けた。【留意点・アドバイス⑦】
- 月●日の夜、田中さんから、「今日は泣いてしまってごめんなさい」とのメッセージがあり、伊藤先生から「こっちもびっくりさせちゃったかな、ともかく気にするなよ」との返信をしていた。

#### 【聴き取りにおける留意点・アドバイス】

- 親子関係にひびが入らないよう、保護者から聞いたとは言わずに児童から話を聞く、もしくは、保護者から児童に「学校の先生に伝えてよいか」を確認してもらってから話を聞く（それが難しい場合、どのように話を切り出すか保護者と相談した上で対応する）ことが望ましいです。
- 話したくない様子であるような場合、いきなり核心に入るのではなく、話し易いところから話をしてみることはある得るところです。
- 部活の帰りに問題行為がされている可能性があるので、部活の終わり時間やどのように帰るのかなどを詳しく聞いています。
- 何らかの行為を見ていたりする可能性のある生徒といえ、田中さんの了解を得た上で聴取対象とすることが考えられます。
- 嫌なことは「無かった」ではなく「言いたくない」との回答なので、「あつたけれども言いたくない」という表現と受け止められます。ここでは、聴取者から、あなたが心配だから教えて欲しいという気持ちを伝え、発言を促しています。
- 問題行為があったのであれば対処しなければならないため、加害が疑われる者に対し言わないでほしいといった要請に対してはその約束はできないと告げる必要があります。ここでは、聴取者から、あなたとよく相談しながら進める、といったメッセージは発しつつ、発言を促しています。
- 性被害にあったこどもは「自分も悪い」など自責の念を持っていることもあります。そのような気持ちを持っていることは受け止めた上で、その理由も含めて丁寧に聴取する必要があります。
- LINEなどでやり取りをしているという話があった場合、できれば問題行為があったと思われる日以外のやり取りも含めて、スクリーンショットの提供を受けるなどして内容を確認することが望ましいところです。

### 第三者への聞き取り（被害児童の了解を得た上で）

被害児童の話だと、犯罪とまでは言えず、不適切な行為が疑われるものの、被害児童が被害を隠したがっている様子であり、被害の全容が語られていない可能性があったため、念のためスクールロイヤーに相談。スクールロイヤーからは、客観的証拠が不十分であり、関係する第三者である、部活動のメンバーへの情報収集（送迎の事実の有無）を提案された。

第三者に聞き取りを行う際の留意事項等は、横断指針 P70「（4）聞き取り ウ.第三者への聞き取り」を参照。

（渡辺さん）

Q：渡辺さんは〇〇部だったよね。最近、部活のことで何かおかしなことや気付いたことはあるかな？ 【留意点・アドバイス①】

A：部活のことで…うーん、1年生がやる気がないからどうしようっていうのはあります。

Q：渡辺さんはチームリーダーなんだっけ、取りまとめるのが大変なのかな。

A：はい、そうなんです。

Q：顧問の先生が叱ってくれたりしないの。

A：伊藤先生は優しいから…

Q：ビシっと言ってくれないんだ。

A：はい。

Q：伊藤先生のことで気になることはあるかな。 【留意点・アドバイス②】

A：うーんなんだろう、優しいのはいいんだけど、ちょっと近いかな、って思うときはある。

Q：近いかなっていうのは距離が？

A：はい。話し掛けてくるときすっごい近くにいて、おいおい近過ぎね？って。

Q：他にもそう感じてる人はいるかな。

A：どうだろう、分からぬいけど、田中さんとかは思ってるかも。 【留意点・アドバイス③】

Q：どうしてそう思う？

A：だってめっちゃ近いですもん。

Q：それはどんなときに？

A：部活の大会とかで、伊藤先生の車に乗せてもらうときがあるんですけど、田中さんだけいつも助手席で、なんか先生がシートベルトしてあげてたりとか、このボタン押してごらんとかちょつかいかけたりしてる。 【留意点・アドバイス④】

Q：そうか。見ても近いなーという感じ？

A：すっごい思います。

Q：頭を撫でたり、触ったりすることもある？

A：さすがにそこまではないです。 【留意点・アドバイス⑤】

Q：●月●日、日曜だけど練習があったのかな？

A：えーと、確か大会前だったから、教センとかであったと思います。

Q：教センっていうのは教育センター？

A：そうです。

Q：その練習が終わった後、伊藤先生に車で送ってもらった？

A：その日は自分は親が迎えに来たので親の車で帰りました。

Q：誰か伊藤先生に送ってもらってた？

A : あ、そうだ、確か田中さんが学校になんか忘れたとかで、伊藤先生がだったら送ってくよ、って言ってました。【留意点・アドバイス⑥】

Q : 話してくれてありがとう。今日、ここで先生と話したことは他の人には言わないでもらってもいいかな。何か困ったことや

不安なことがあつたら、色々な人に話すのではなく、これからは私に話をしてね。【留意点・アドバイス⑦】

(山本君からも、伊藤先生は女子に近いという話や、●月●日は送つてもらっていないという話あり)

#### 【聴き取りにおける留意点・アドバイス】

- ① できれば誘導でなく自発的な語りを得たいため、いきなり核心には入らず、オープンに聞いています。
- ② 部活の話から入り、顧問の名前も出てきましたが、ここでもまだ核心には入らず、オープンに聞いています。
- ③ オープンに聞いたところ田中さんの名前が挙がりましたが、ここで挙がらなければ、田中さんを含む複数名の名前を挙げて聞いてみるということもあり得ます（「田中さんとか、●●さんとか、●●さんとかはどう思ってそうかな？」など）
- ④ このような具体的な目撃供述は、核心の行為そのものではないものの、加害が疑われる者／被害児童の関係性を示す貴重なものとなります。
- ⑤ 「近い」という具体的な話があったので核心の行為についても流れで聞いていますが、ここは見ていないというのであれば、それ以上追及しません（追及して聞くと、そのような疑いが生じていることを察知される恐れがあり、二次被害等が生じる恐れがあるためです）。
- ⑥ 乗車後の行為は見ていないにせよ、「田中さんのみが伊藤先生に送つてもらった」ということは田中さんの供述と一致しており、事実とみて良いという方向で加害が疑われる者聴取に臨むことが考えられます。
- ⑦ 無用なうわさが生じないよう、口外しないようにお願いするとともに、何か不安があつたら相談するように伝えることが考えられます。

#### 加害（不適切な行為）が疑われる者への聴取

不適切な行為が疑われるものの、被害児童が被害を隠したがっている様子であり、被害の全容が語られていない可能性があつたため、スクールロイヤーに来訪をお願いし、スクールロイヤーとともに聴き取りを行うこととした。

加害が疑われる者に聴き取りを行う際の留意事項等は、横断指針 P68「（4）聴き取り イ.加害が疑われる者への聴き取り」を参照。

Q : 最近、仕事の状況はどうですか。悩みごとなど無いですか。【留意点・アドバイス①】

A : 仕事が多くて大変ですが、誰かがやらないといけないので、頑張ってます。

Q : 伊藤先生には色々と頑張ってもらっていて、助かっています。

生徒のことで何か気になることはないですか。

A : 特にはないです。

Q : 伊藤先生は1年3組の担任ですね。

A : はい。

Q : 最近元気がないなとか、そういう生徒はないですか。

A : 特にはないです。

Q : 部活は○○部の顧問ですね。

A : はい。

Q：部活の方ではどうですか。【留意点・アドバイス②】

A：特にないです。先日の大会では惜しいところで勝てなかつたんですが、みんなさることなくその後も練習してくれています。

Q：部活の生徒で、最近元気がなかつたり、悩みを抱えていたりといった生徒はありませんか。

A：特に聞いてないですね。【留意点・アドバイス③】

Q：部活の練習のとき、生徒を車で送ることはありますか。

A：あります。

Q：部員全員を一つの車に乗せることはできないと思いますが、誰を先生の車に乗せているのですか。

A：そのときによりますが、保護者と手分けして、自分は2、3人乗せるという感じです。

Q：誰か一人だけを乗せることはありますか。

A：いや、それはないですね。

Q：絶対ないですか。【留意点・アドバイス④】

A：…ないです。なんですか、これ、僕何か疑われてるんですか。

Q：心配な生徒がいるので、学校としても、事実を知りたいと思っています。

●月●日、日曜日ですが、部活の練習がありましたね。

A：覚えてません。

Q：手帳など見ていただいて良いですよ。【留意点・アドバイス⑤】

A：…はい、教育センターで練習がありました。

Q：練習が終わった後、生徒を車で送っていましたか。

A：…送ったかもしれません。

Q：誰ですか。

A：…どうだったかな、田中と、渡辺だったかな。山本もいたかな。

Q：田中さんだけだったんではないですか。

A：いや、一人だけってことはないです。

Q：田中さんが学校に忘れ物をしたということで、田中さんを送ったのではないですか。

A：いや、一人だけで車に乗せることはしません。

Q：田中さん、渡辺さん、山本君からは既にお話を聞いています。渡辺さんと山本君は送ってもらっておらず、田中さんだけが先生に送ってもらったと言っています。【留意点・アドバイス⑥】

A：…いや…でも…

Q：車中で、田中さんが立いてしまうということがありませんでしたか。

A：覚えていません。

Q：よく思い出してみてください。もともと先生は、田中さんから色々と悩みごとの相談を受けていたのではないですか。

A：それはありました。家が辛いとか。

Q：その日もそういう話になったのではないですか。

A：それはそうかもしれません。

Q：田中さんが泣いてしまって、先生が慰めたのではないですか。

A：…そのようなことがあったかも…しません。

Q：どのように慰めたのですか。

A：あんまり気にするなよ、というようなことを言いました。

Q：言葉だけですか。

A : どういう意味ですか。

Q : 身体的な接触をしていませんか。【留意点・アドバイス⑦】

A : そんな疑いをかけられているのですか、そんなことは絶対にしていません。

Q : 先生が、いつも熱心に生徒の悩みなどを聞いてあげていることはよく知っています。学校としても先生の行為だけで判断するようなことはしません。経過も含めて、正直に話してもらえませんか。【留意点・アドバイス⑧】

A : 生徒と身体的接触など、絶対にありえません。

Q : (●月●日のLINEのやり取りを示す) 当日、このようなやり取りを田中さんとしますね。

A : ……はい。

Q : 生徒と個人的にLINEを交換することは、禁止されているのはご存じですよね。【留意点・アドバイス⑨】

A : ……はい。田中さんからどうしても、と言われて仕方なく交換しました。

Q : この「びっくりさせちゃったかな」というのはどういう意味ですか。【留意点・アドバイス⑩】

A : ……どういう意味で書いたのか、もう覚えていません。

Q : 先生が、田中さんをびっくりさせるようなことをしたということですね。

A : 田中が何かを言ったんですか…。

Q : 何をされたのか、先生の口から、正直に話してもらえませんか。

A : ……

Q : 先生が熱心な先生だということは分かっています。経過もあったことだと思います。どうか正直に話してもらえませんか。【留意点・アドバイス⑪】

A : ……実は……

※事実確認を進める中で、不適切な行為だけでなく、犯罪が疑われる行為が発覚することがあります

※大会等への生徒引率における、教員や保護者の自家用車等の使用可否については、各自治体・学校の規程等をご確認ください

#### 【聞き取りにおける留意点・アドバイス】

- ① まずは話しやすい雰囲気をつくるため、自然な会話から始めます。
- ② いきなり核心に入ると「やっていません」という供述で終わってしまうことも想定され、まずは核心に入らずオープンに話を始めています。
- ③ 実際には田中さんの悩みを聞いているのでこの回答は事実と異なりますが、重要な確認事項の話に至る前に、偽りを指摘すると、聞き取りの対象者が語ろうとしなくなったり、頑なな態度になったりしてしまわないよう、敢えてこの段階では追及せずに話を進めています（事実確認では、なるべく聞き取りの対象者に、多くのことを語ってもらうことが大事です）。
- ④ ここは、渡辺さんの供述からも、田中さんのみを送って行ったことがあるということは事実と認めてよい方向なので、深く追及しています。
- ⑤ 覚えていない、分からない、という供述がされた場合は、手帳や携帯を見返すなどして思い出すよう促します。
- ⑥ 最後に、「今日伺ったことに関して、そのようなことはされないとは思いますが、名前が挙がった生徒を問い合わせたり、他に誰が調査に応じたのかを確認したりといったことは絶対にしないでください」と注意する前提で、ここでは敢えて、虚偽供述に対し、生徒の名前も出して問い合わせています。
- ⑦ 被害の全容が明らかになっていない可能性がある場合、「頭を撫でられた」などの行為に限定せず、広く聞くことが考えられます。

- ⑧ 経過があることかもしれないという点にも配慮しつつ、発言を促しています。
- ⑨ 聴き取りの最中は、「～してはいけない」等の指導的な言動を行わないように注意しています。
- ⑩ 直接的に行行為を示すような内容でなくても、伊藤先生が田中さんに何らかの行為をしたことが読み取れる内容であり、示して追及しています。
- ⑪ 再度、経過があることかもしれないという点にも配慮しつつ、発言を促しています。この例ではこのあと伊藤先生が自発的に話し始めますが、ここまで自発的な語りが得られない場合、あなたが否定し続けていても、その他の調査結果によって学校は判断することになる、ただやはりあなたに真実を語ってもらいたい、となお説得することも考えられます。

出典：本調査研究にて、伊東亜矢子弁護士ご協力のもと作成

### ③ 東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」における「児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例」

#### （参考）児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例

被害児童から相談があった場合、意識して、正確な情報を簡潔に聴き取ることに徹する必要があります。日常的に児童と接する職員は、P7 の＜児童からの聴き取りを行う上での注意点＞や下記の例を参考するなどして、相談を受けた場合のシミュレーションをしておきましょう。

児童：ねえ先生、お話を聴いて。

職員：○○ちゃん、どうしたの？

児童：◇◇先生から変なことされたの。

職員：じゃあ、あっちの部屋でその話を聴かせてくれるかな？ -①

職員：お話ししてくれてありがとう。 -② 「変なことされた」って、何かあった？ -③④

児童：昨日のお昼寝のときに、◇◇先生が触ってきたの。

職員：うん、どんな風に？

児童：パジャマの中に手が入ってきたの。

職員：そう。 -⑤ それからどうなった？ -⑥⑦

児童：びっくりして目を開けたら先生と目が合って怖かった。このことは誰にも言わないでね。

職員：言わない方がいい理由があったら教えて。 -⑧

児童：恥ずかしいの。

職員：そうか、でも、話してくれたこと、とっても良かったよ。○○ちゃんが安心して保育園に来られるように、園長先生やおうちの人とも一緒に考えさせてね。 -⑨

児童：◇◇先生、怒らないかな？

職員：どうして◇◇先生、怒るって思う？

児童：わからないけど。

職員：○○ちゃんが安心できるようにって思っているよ。またお話をしたくなったら聴かせてね。 -⑩

（児童を保育室まで送った後、職員は児童とのやり取りがあった経緯、日時、場所、やり取りの内容を逐語的に、ありのままに記録し、園長に報告を行った。）

#### ＜解説＞

- ① 静かに話せる場所へ移動。可能であれば、状況により録画・録音できるようにする。
- ② 話をしてくれたことへの感謝を述べる。
- ③ 児童が使った言葉をそのまま用いる。
- ④ 職員があれこれ質問するのではなく、児童が主体的に出来事の全体を話せるようにする。
- ⑤ 出来事について、「怖かったね」などと聴き取り者の言葉で評価しない。
- ⑥ 児童が話してくれた出来事を時系列に整理し、話してくれた出来事の前、話してくれた出来事と次の出来事の間、次の出来事の後について、児童の言葉で話してくれるよう促す。
- ⑦ 身体への不必要的接触があったとわかれば、「何回」「強さ」「時間」「どんなふうに」などの詳細は追及しない。
- ⑧ 秘密を求められても、立場上できないことは約束しない。秘密にしたい理由を「どうして」と聞くと非難しているように受け取られることがあるため、「どんなことが」と内容を尋ねる。
- ⑨ 児童の心配を受け止めつつ、情報を共有する範囲について伝える。
- ⑩ 今後も相談しやすい関係を作る。

出典：東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」  
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/tsuuchi2>

#### ④ 【参考】司法面接（代表者聴取、協同面接）における聴き取り例

これは、事業者が聞き取りをすることを想定したものではありません。被害児童の特性等に応じて、聞き取り方等は変わります。

被害児童への聞き取りは、その証言が司法手続きで証拠として認められるためには、専門的な知見に基づいて行うことが求められていることに、留意してください。

N I C H D プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2010.10-2016.7)学校  
北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子

##### 【導入】

1. きょうは、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日で、時刻は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分です。

私は〇〇〇〇さん（子ども氏名）に、\_\_\_\_\_（場所）で面接をします。

##### 《子ども入室》

こんにちは。

よく来てくれました。私の名前は、\_\_\_\_\_です。

きょうは、●●●●について、お話を聞きます。

何があったかをよく聞いて、他の人とも相談し、一番よい方法を考えるためです。

きょうのお話は、とても大切なことで、録音したいのですが、いいですか。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。どんなことでも全部話してください。

被疑少年の場合：話したくないことは話さないということもできます。ただ、話してもらったほうが、これからどうするのが一番よいか、よりよく考えることができますので、頑張って話してください。

一般の導入：こんにちは。今日はお話を来てくれて、どうもありがとうございます。

##### 《席に案内し、座ってもらう》

私の名前は、\_\_\_\_\_です。私の仕事は、子どもからお話を聞くことです。

この会話は録画します（機材説明）。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。

ほかの人が見ることもありますが、〇〇さんに迷惑がかかることはありません。

別の部屋で私が〇〇さんからちゃんと聞けているか、一緒に仕事をしている人が見てくれています。後で、私がちゃんと聞けているか、相談に行くこともあるかもしれません。

2. 面接を始める前にお約束があります。（＊は練習課題）

①本当：きょうは、本当のことだけを話すのがとても大切です。

本当にあったことだけを話してください。

※では、練習してみましょう。

〈本当でない〉：私の靴は赤いと言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。（本当は黒）

〔正しく「本当でない」「違う」と言ったならば〕 そうですね。私の靴は黒いので、本当ではありませんね。

〈本当〉：では、〇〇さんが今座っていると言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。（本当に座っている）

〔正しく「本当」「そう」などと言ったならば〕 そうですね。〇〇さんは座っているので本当ですね。

〇〇さんが本当のことと本当でないとの区別がよくわかっているということがわかりました。

きょうは、本当にあったことだけを話してください。

②わからない：もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。

③知らない：もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

※では、練習してみましょう。

私が飼っている犬の名前は何ですかと聞いたら、〇〇さんは何と答えますか。

[正しく「知らない」と言ったなら]	[「ポチ」等と言ったら]
そうですね。 知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。	〇〇さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。 知らないときは知らないと言ってください。

④間違い：もしも私が間違ったことを言ったら、間違っているよと言ってください。

※では、練習してみましょう。

私が〇〇さんは2歳（または「幼稚園」などの間違い）ですねと言ったら、〇〇さんは何と言いますか。

〔正しく「ううん」「間違っている」などと言ったならば〕 そうですね。私が間違ったら、「間違っている」と言うのがわかりましたね。私が間違ったら、今のように「間違っている」（または「違っているよ」など）と教えてください。

⑤その場にいない：私はその場にいなかったので、何があったかわかりません。

どんなことでも、あったことを全部話してください。

3. ラポール：〇〇さんのことをもっと知りたいので聞きますね。

〇〇さんは何をするのが好きですか。

〔話してもらったならば〕 はい、よくわかりました。どうもありがとうございます。

このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

4. 出来事を思い出す練習：それでは、前のことを思い出してお話しする練習をしましょう。

きょうあったことを話してください。

きょう、朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。

[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます。

このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話ししてください。

#### 【自由報告】

5. きょうは何をお話しに来ましたか。／何がありましたか。または

①〇〇さんが／\_\_\_\_\_（いつ），／\_\_\_\_\_（場所）で，／\_\_\_\_\_（通告した人）に，／  
話をしたと聞いています。何があったか話してください。

②〇〇さんの\_\_\_\_\_（体の場所）に傷（または、あざ、跡、など）があります（または、ある  
と聞きました）。その傷（または、あざ、跡）ができたときのことを最初から最後まで全部  
話してください。

【出来事の分割】（子どもが「学校が嫌だ」「楽しくない」等、一般的なこと等、特定の出来事  
について話さない場合に用いる）

6. そういうことがあったのは1回だけですか、それとも1回よりも多いですか。

[「ほかにもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば] それでは一番よく覚え  
ているとき（または、一番最初にあったとき、一番最後にあったとき）のことを話してください。

#### 【質問】

##### 7. オープン質問

①誘いかけ：何があったか、全部話してください。

②時間分割：AしてからBまでのことを全部話してください。

③手がかり質問：さっきAと言っていたけど、そのことを（について）もっと話してください。

④それから質問：それから？そして？あとは？

⑤エコーイング：（子どもの言葉を繰り返すのみ）

⑥返事：ふん、ふん

##### 8. ブレイク

①たくさん話してくれて、どうもありがとうございます。これから、私がちゃんとお話を聞いているかどうか、確認してきます。待っていてもらっていいですか。

『面接者退室→相談面接室に戻る』

②待っててくれて、どうもありがとうございます。それでは、あと幾つか質問します。

## 9. WH質問

## 10. クローズド質問

11. 確認質問：誘導・暗示となる可能性があるので、必要な場合のみ、面接の最後の部分に行う。

回答を得たならば、オープン質問に戻り、自由報告を求める。

- ①言葉・脅し・口どめ：その人は何か言いましたか。
- ②他の被害者・加害者・目撃者：ほかに誰かいましたか。
- ③他の情報源：このことを知っている人は他に誰かいますか。／その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ④最終確認：（疑われる事柄）されたことはありますか。／誰かが（疑われる事柄）しましたか。  
※被疑少年で証拠がある場合：〇〇さんは何もなかったと言いましたが、私は～〔証拠〕と聞きました。それでよくわからなくなってしまいました。そのところをもっと説明してください。

## 【クロージング】

12. たくさんのこと話をしてくれました。助けてくれて、どうもありがとうございます。

- ①知っておいたほうがよいこと：他に、私が知っておいたほうがよいことは、ありますか。
- ②話しておきたいこと：他に、〇〇さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
- ③質問：〇〇さんからは、何か質問はありますか。
- ④連絡先：また何か話したくなったら、ここに連絡してください。

## 《子ども退出》

13. 今は\_\_\_\_時\_\_\_\_分です。

これで面接を終わります。

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007). A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.にもとづいている。  
プロトコル本体は <http://nichdprotocol.com/the-nichd-protocol/> よりダウンロードできる。

参考：

仲真紀子 (2016). 供述分析としての鑑定. 橋本和明 (編) 心理鑑定の技術. 金剛出版. Pp. 205-226.

仲真紀子 (2016). 子どもへの司法面接：考え方・進め方とトレーニング. 有斐閣.

出典：仲真紀子教授（北海道大学大学院文学研究科）作成の「NICHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き」（札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会「札幌市立中学校における重大事態調査報告書【公表版】」（平成 29 年））

## 5. 保護者対応資料

### ① 保護者への連絡文面に係る参考例

（黄色マーカー部分は、ご利用する事業者の所在地等に応じて編集することを想定しています。緑マーカー部分は、ご利用する事業者へのガイダンスですので、保護者に渡す際は削除することを想定しています）

=====

保護者様

この度の事案への対応について

この度は……

今後、当社としては、お子様の安全・安心の確保と被害の全容の解明に全力で取り組んでまいります。恐れ入りますが、保護者の方におかれましても、次の事項にご配慮又はご承知おきいただけますと幸いです。

#### 1 関係機関への報告・相談と保護者との情報共有について

（監督機関がある業種の場合）

当社は、〇〇法に基づき、〇〇市/〇〇県へ報告/通報を行います。

この度の事案は、犯罪行為に該当する可能性があり、証拠の速やかな確保や被害拡大の防止のため、管轄の〇〇警察署に相談します。

今後、当社は、事実の解明と、被害の拡大・再発防止のため、〇〇市、〇〇県、警察等の関係機関と連携して、事実の有無の調査を進めます。

#### 2 被害届の提出について

被害届を提出されるか否かにかかわらず、警察が捜査を開始する場合には、当社は捜査に必要な協力をいたします。

被害届を提出されたら、その旨をお知らせください。また、被害届を出さないご意向の場合は、警察への相談に当たつて、当社からそのご意向も合わせて相談することもできますので、そのように希望される場合はお知らせください。

#### 3 当該事案に関する当社の対応窓口について

当社では当該事案に関する情報を〇〇〇（役職、氏名）に集約します。今後、事実確認を進める中で、お子様の被害に関する情報などお伝えすべき情報を当社が把握した場合は、保護者の方に共有いたします。断片的な情報で誤ったご案内をすることのないよう、ご質問やご相談は本件の責任者である〇〇〇（氏名）が対応させていただきますので、いつでもお声がけください。（電話番号：～～）

#### 4 当該事案に関する情報の管理について

お子様の被害に関し、警察等の関係機関を除き、みだりに第三者に情報提供しないことをお約束します。マスコミや当社の他の児童・保護者にこの度の事案について説明する必要がある場合には、お子様や保護者のご意向を確認させていただきます。

## 5 関係機関のご紹介

子どもの性被害に関する第三者の相談・支援窓口をご紹介します。

### ①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

都道府県等が設置・運営する機関で、被害直後から、医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口です。

※各都道府県のワンストップ支援センターによって、相談受付日時、相談方法等が異なるため、下記一覧から被害者の居住地のセンターの連絡先を記載してください。

【全国共通番号】

電話番号 # 8 8 9 1 (はやくワンストップ)

※通話料無料。最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

又は

【●●県のワンストップ支援センター】

センター名 :

電話番号 : ○○○-○○○

HP :

### ② 性犯罪被害相談電話（ハートさん）

性犯罪被害相談電話の全国共通番号で、発信された地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。匿名相談可能で、警察への被害の届出を迷っている段階でも相談できます。

被害者のご意向を伺った上で、事件化はもとより、医療機関での受診やカウンセリング、民間被害者支援団体の紹介など、必要な支援につなげます。（24 時間 365 日受付）

電話番号 # 8 1 0 3 (ハートさん)

※通話料無料。発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害電話相談につながります。

又は

IP 電話の場合は、0 1 2 0 - ○○○-○○○

※IP 電話から「#8103」に発信すると、通話料が発生する場合や繋がらない場合があるため、管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口のフリーダイヤルも併記するようお願いいたします。

犯罪被害者等施策ホームページ - 警察庁 / 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「# 8 1 0 3 (ハートさん)」

## 6 参考資料の共有

子どもの性被害に関する理解を深めるリーフレットがございますので、ご参考として添付いたします。

別紙 1 内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること～性被害を受けた子どもの理解と支援～」

別紙 2 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」

※別紙 1 は保護者向けの啓発を目的とする資料ですので、保護者の状況によっては、被害の発生後のこのような資料を渡されることで、保護者自身が責められると感じてしまうリスクがあります。参考資料を共有するか否かは、状況に応じてご判断ください。

## 7 お子様との接し方について

この度のようなことがわかると、保護者を含めた周囲の大人は動搖し、何があったのか、お子様の傷つきはどうかなどをお子様自身から聞きたくなりますが、お子様は保護者の方の 不安の気持ちを敏感に感じ取り、保護者を不安にさせたことで更にお子様の不安も増大することがあります。

また、出来事について誘導的に聴き取りを行うと、お子様の記憶に影響を及ぼし、司法手続きでお子様の証言が認められなくなるリスクがあります。

お子様の不安や動搖を少しでも軽減するため、お子様とのお話に当たっては、大変恐縮ですが、次のような対応にご協力いただきますようお願いします。

- ・保護者の方におかれでは、お子さんの前ではできるだけ落ち着いて普段通りお過ごしください。
- ・お子さんが不安そうにしている場合は、いつもよりこまめな声掛けやスキンシップも有効です。
- ・警察に被害届け出を考えいらっしゃる場合は、親御さんから積極的にこの出来事に触れるのはせず、お子さんから自発的に話しかけてきたときに「話してくれてありがとう。ちゃんと大人が守るからね」と伝え、親御さんから質問やコメントをすることは控えてください。お子様の話した言葉をその言葉通りにメモし、日時、場所共に記録してください。

出典：東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」を参考に、  
本調査研究にて作成。

## ② 内閣府・子ども家庭庁作成の保護者向けのリーフレット

# こどもたちのためにできること

～性被害を受けたこどもの理解と支援～

保護者のみなさん、  
こどもと関わるある大人のみなさんへ

こどもへの性暴力は、身近な人でも  
気づきにくいものです。

それでもみなさんにはできることが  
あります。

こどもが見せるSOSのサインに  
気づいてください。

そして、もし被害に気づいたら、  
適切に対応することが大切です。

ひとりで抱え込まずに、相談機関等の  
サポート等を受け、あなたのこころと  
からだにも気を配りながら、  
こどもの回復を支えてください。

より詳しく知りたい方は  
こちらをご覗ください  
内閣府ウェブサイト → 

### 性暴力被害を受けたときにこどもが見せるサイン

言葉にすることが難しいこどもたちは、トラウマの反応が心身の不調や問題行動として現れることがあります。特に、問題行動については、その背景にあるトラウマを理解することが重要です。

からだの変化  
●頻尿、夜尿 ●体温不良（頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など） ●不眠など（ひどい眠れない、怖い夢を見る、夜更かし、朝起きられない、睡眠時に叫び声を上げるなど） ●性器の痛み、かゆみ ●食欲不振、過食

こころの変化  
●ふさごね、元気がない、無気力 ●過剰に甘えようとする ●集中力の欠如 ●情緒不安定  
●周りの人があざけられない

行動的の変化  
●落ちきのなさ ●物を壊す ●勉強に集中できない、学力不振 ●歩行（飲酒、喫煙、家出など）  
●自傷行為、リストカット ●性的なことを語る（性的な恋愛） ●人との距離が近い、不特定多数の人と安全でない行動を繰り返す ●性的な言動や遊びをする、自分一人の性器を触る

### 被害を受けたこどもへの対応

●「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、  
こどもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。  
・話を聞く（ひく）  
・泣かない（こまない）  
・泣かない（こまない）  
・泣かない（こまない）

「記憶の汚染」を知っていますか  
こどもに聞きすぎないでください

繰り返し同じ話を聞くなど、こどもに聞きすぎることがこどもの記憶に影響してしまう場合があります。なるべく早く専門機関、児童相談所、ワンストップ支援センターなどの専門機関や専門家に相談してください。

保護者や大人のみなさんへ

あなた自身のこころからだにも気を配り、無理をしないでください

### 日頃からできること

幼児期から  
次のことを  
伝えてください。  
●水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は見せない・隠らせない  
●相手のプライベートゾーンを見ない・隠さない  
●「やななめられ方をされそうなどとさき、「イヤだ」「止め」と言ってもいい  
●やななめられ方をされたら、すぐに大人に相談する  
●自分は大人に扱われるべき存在で、相手も自分のように大切に扱われるべき存在であること

学校では、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「性（いのち）の安全教育」を行っています。幼児期や小学生向けの動画教材などがあり、ご家庭でも活用いただけます。  
[文部科学省ウェブサイト](#) → 

●こどもの異変やSOSに気付けるような関係・環境をつくるために、  
日頃からコミュニケーションをとり、こどもの気持ちを  
よく聞いてください。

### こどもの性被害

こどものに対する性犯罪・性暴力は、被害にあった当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。相手と対等な関係でなくったり、困れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で、こどもたちが被害にあります。

たとえば…

- 普段、トイレ、入浴をのぞかれた
- 抱きつかれた、キスされた
- 服を脱がされた
- 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた
- 痴漢にあった
- 下着姿や裸の写真・動画を撮られた、送るよう求められた

### 加害者は知らない人とは限りません

- よく知っている身近な大人から（先生、コーチ、親や親せきなど）
- 友達、きょうだいから
- 交際相手から
- インターネット（SNSやオンラインゲーム）で知り合った相手から

### こどもの被害は身近な人でも気づきにくい

- 人目につかないところで行われている
- 性的な知識が少ないでの、何をされているかわからない
- 家族や親しい人からの被害は、こども自身が隠そうすることもある
- 優しくして信頼させ、加害を継続する「性的なグルーミング」による被害もある

### 男の子も被害にあります

男の子の場合、性的な「遊び」や「いたずら」を軽視されることがあります。ですが、心身の傷は深く、その後の成長に大きな影響を与えることがあります。性別を問わず、性暴力の被害にあう可能性があります。

周囲の大人が早期に気づくことが大切です

相談先一覧 | 秘密は守ります。安心して相談してください。

### 電話で相談

#### 性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

は や く ン ス ト պ  
#8891

ワンストップ支援センターで受けられる支援

性犯罪被害  
相談電話（警察）#8103 児童相談所 189

### SNSで相談

性暴力に関するSNS相談「Cure time」（キュアタイム） 親子のための相談LINE

チャットでお悩みを伺います。相談・相談料無料で受け付けています。匿名で相談できます。

メールや外線電話でも相談を受け付けています。

性犯罪の法律が変わりました  
法務省ウェブサイト → 

本パンフレットは、専門家や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの関係者の意見をもとに、内閣府男女共同参画局とこども家庭庁が作成したもの。

内閣府  
男女共同  
参画局

こどもまんぶ  
こども家庭庁

出典：内閣府ホームページ

([https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet\\_2023\\_02.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf))

38

③ 子どもの性の健康研究会作成の保護者や教員、施設職員等向けのリーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」

出典：子どもの性の健康研究会ホームページ（[http://csh-lab.com/leaflet\\_download](http://csh-lab.com/leaflet_download)）

#### ④ 横浜地方検察庁の司法面接に関する案内（保護者向け）



## 司法面接って・・・？

検察庁では、児童が犯罪の被害者、目撃者となった際、「司法面接」という方法で、事実の聞き取りを行っています

児童が被害者等になった場合、警察、児童相談所、検察庁がそれぞれの立場から事実を確認する必要がありますが、それぞれが別々に話を聞くと…

- ・何度も被害状況を話すことで児童の心の傷を大きくしてしまう
- ・複数の大人から「ああだった？」「こうだった？」などと聞かれるうちに、もともとの記憶や話の内容が変わってしまう

おそれがあります。



「司法面接」は、関係機関が協同で、暗示や誘導の少ない方法で聞き取りをします。児童の負担を減らし、児童が体験したそのままの事実を話してもらえるようにします。

### 司法面接の取組み

代表者1名が聞き取りを行い、各機関が別室で面接内容を視聴することで、児童の話を共有し、それぞれが必要な情報を聞き取りります。



面接の様子を録画し、児童の言葉や動作を正確に記録します。

専用の部屋を整え、児童が話しやすい環境作りに配慮します。

児童の年齢や性別、被害内容などによって配慮すべきことを各機関が協議し、面接方法や面接内容を決めています。

## お子さんから被害を打ち明けられたら・・・

子どもの記憶はとても繊細なので、大人からの質問の影響を受けて変わってしまうことがあります。お子さんが被害の話をしたときは、あれこれ先取りして質問することはせず、まずはそのまま聞いてあげることが大切です。

その際、お子さんが話した言葉や、大人からの質問の言葉を、録音やメモなどで記録していただけると、事実を明らかにするための重要な資料になります。

お子さんの気持ちや体を守るためにには、周りのサポートが大切です。

司法面接へのご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

横浜地方検察庁  
刑事政策総合支援室

出典：横浜地方検察庁ホームページ

(<https://www.kensatsu.go.jp/content/001332976.pdf#:~:text=%E6%A4%9C%E5%AF%9F%E5%BA%81%E3%81%8C%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%82%80%E5%8F%B8%E6%B3%95>)

## 6. 子どもの権利に関する資料

一部を抜粋して掲載しています。全体版は、出典の URL からご参照ください。

すべてのこども・おとなに知ってほしい

# こども 基本法 とは？



こどもまんなか  
こども家庭庁

はじめに

「こども基本法」をご存じでしょうか？

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法は、こうした社会を目指してこどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。令和5年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども基本法が施行されます。

ぜひこのパンフレットで「こども基本法」のことを知っていただき、「こどもまんなか社会」を、みんなで一緒につくっていきましょう。



**Q.** こども施策を決める上で大切なことはありますか？

**A** こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

もっと  
知りたい人は  
こちら！

こども基本法: 第3条(基本理念) ※全文を一部抜粋

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別の取扱いを受けことがないようにすること。
- 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられるること。
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

7

**Q.** こども施策を決める上で大切なことはありますか？

- すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにあって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

もっと  
知りたい人は  
こちら！

こども基本法: 第3条(基本理念) ※全文を一部抜粋

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関して十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

8

出典：[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/2bdb80fa/20230401policies-kodomokihon-01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/2bdb80fa/20230401policies-kodomokihon-01.pdf)

41